

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月 日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前																																																								
(年次有給休暇)		(年次有給休暇)																																																								
第11条 教員相当臨時職員 （採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。		第11条 臨時職員 （採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>採用期間</th> <th>休暇の日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月以内</td><td>2日</td></tr> <tr><td>1月超2月以内</td><td>3日</td></tr> <tr><td>2月超3月以内</td><td>5日</td></tr> <tr><td>3月超4月以内</td><td>7日</td></tr> <tr><td>4月超5月以内</td><td>8日</td></tr> <tr><td>5月超6月以内</td><td>10日</td></tr> <tr><td>6月超7月以内</td><td>12日</td></tr> <tr><td>7月超8月以内</td><td>13日</td></tr> <tr><td>8月超9月以内</td><td>15日</td></tr> <tr><td>9月超10月以内</td><td>17日</td></tr> <tr><td>10月超11月以内</td><td>18日</td></tr> <tr><td>11月超12月以内</td><td>20日</td></tr> </tbody> </table>		採用期間	休暇の日数	1月以内	2日	1月超2月以内	3日	2月超3月以内	5日	3月超4月以内	7日	4月超5月以内	8日	5月超6月以内	10日	6月超7月以内	12日	7月超8月以内	13日	8月超9月以内	15日	9月超10月以内	17日	10月超11月以内	18日	11月超12月以内	20日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">採用期間</th> <th colspan="7">1月以内</th> </tr> <tr> <th>1月超2月以内</th> <th>2月超3月以内</th> <th>3月超4月以内</th> <th>4月超5月以内</th> <th>5月超6月以内</th> <th>6月超7月以内</th> <th>7月超12月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休暇の日数</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>								採用期間	1月以内							1月超2月以内	2月超3月以内	3月超4月以内	4月超5月以内	5月超6月以内	6月超7月以内	7月超12月以内	休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日
採用期間	休暇の日数																																																									
1月以内	2日																																																									
1月超2月以内	3日																																																									
2月超3月以内	5日																																																									
3月超4月以内	7日																																																									
4月超5月以内	8日																																																									
5月超6月以内	10日																																																									
6月超7月以内	12日																																																									
7月超8月以内	13日																																																									
8月超9月以内	15日																																																									
9月超10月以内	17日																																																									
10月超11月以内	18日																																																									
11月超12月以内	20日																																																									
採用期間	1月以内																																																									
	1月超2月以内	2月超3月以内	3月超4月以内	4月超5月以内	5月超6月以内	6月超7月以内	7月超12月以内																																																			
休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日																																																			
<p>2 教員相当臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p>																																																										
<p>3 教員相当臨時職員は、採用期間が満了した後、日を空けずに再度教員相当臨時職員として採用され、通算の採用期間が1年を超えることとなった</p>																																																										

場合、又は第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、通算の採用期間が1年を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができる。

4 教員相当臨時職員は、通算の採用期間が1年を超えた日から6月を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができるものとし、以降、日を空けずに臨時職員として採用が継続した場合は、その日から6月を超えるごとに年次有給休暇を10日とることができるものとする。

5 教員相当臨時職員以外の臨時職員（採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。

採用期間	休暇の日数
1月以内	1日
1月超2月以内	2日
2月超3月以内	3日
3月超4月以内	4日
4月超5月以内	5日
5月超6月以内	6日
6月超12月以内	10日

6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、更新等の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

7 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間が満了した後、日を空けずに再度教員相当臨時職員以外の臨時職員として採用され、通算の採用期間が1年を超えることとなった場合、又は第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて第5項に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

2 臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

3 第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

附 則

- 1 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用され、施行日以後も引き続き採用される臨時職員については、施行日に、通算の採用期間に応じて第11条各項に定める日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をさらにとることができる。
- 2 第8条、第9条及び第17条に定める臨時職員の給料及び諸手当（退職手当を含む。）については、市町村立学校職員給与条例附則第17項から第21項までの規定を適用する。